

平成18年10月

淀川大堰閘門検討委員会 様

淀川水系流域委員会 様

8月17日の産経新聞「大堰閘門建設へ」の記事を見て、突然の事にて反対意見を述べさせていただきます。

- ① 大阪府内の自治体が「舟運復活」、「水運復活」の美名の下に運動を進めているらしいですが、これらは今後の予算の負担等を考慮せずに行っている感じがしてなりません。大阪市は今までのウォーターフロントの数々の破綻等少しは反省しているのでしょうか。大阪湾に出てUSJに行きたいとの事です、既に心斎橋⇄USJ間の蛸を飾った舟は廃止になって居ります。又唯一残っている友渚港発8:30⇒淀屋橋8:50着の水上バスも乗客0名〜3名程度で毎日運行して居る状況です。観光船も季節の良い時期のみの運行で、決して定期便が大幅に満員になる状況ではありません。将来の破綻を覚悟して今から数百億円をかけて閘門を建設する事は予算の大規模な無駄使いであると思われます・
- ② 山陰の中海の中浦水門のように建設費と同じ程の費用をかけて水門撤去を行わなければならない事になりかねません。中浦水門は現在撤去中です。(資料参照)
- ③ 将来の予想ですが営業船は経営が成り立たなくなると思われます。当初予想される1日数隻程度の通過船の為に数百億以上の予算を使い、閘門の稼働要員10名〜20名を常時配置せねばならない状況は実際普通では考えられません。
- ④ 又右岸予定地付近は阪神上水道公団、及び大阪市上水、及び工業用水の取水口があり、それから繋がる大口径の導水管が埋設されて居ります。もう一つ大阪市上水道幹線の大口径の送水管も埋設されて居ります。これ等の埋設替え工事は莫大な費用がかかり、不可能に近いと思われます。そこ迄して夢のような、一夜の花火のような話を真顔で考えて居られる方々の気持ちがわかりません。

今まで私がこの件に反対してきた提出文のコピーもつけて資料と共に送付致す次第です。淀川大堰閘門検討委員会様、淀川水系流域委員会様の良識を期待しまして良い結論を希求するものです。

福本和夫

平成15年9月

淀川水系流域委員会 様

「舟運復活の美名で行う淀川大堰閘門の設置は淀川環境破壊
の最大の要因を含んでいる事を知るべきである」

指摘箇所「淀川水系、河川整備計画、策定に向けての説明資料（第1稿）
5, 5, 3 舟運の部分」(4)淀川大堰の閘門設置を検討。

私は淀川大堰閘門検討委員会に対しまして、平成13年3月同封の文書にて反対致しました者です。その後この計画は非常に困難な課題等が山積であり中止されているようですが、実は淀川流域委員会の審議を経た淀川河川整備計画の策定を待って計画が進められるようなので筆をとらせてもらいました。私が心配致しますのはこの淀川大堰閘門の開削が今後百年に亘り淀川の河川環境の大きな破壊に繋がる工事であろうと思うからです。又同封しました資料に述べて居りますが舟運復活の可能性はまづないでしょう。私が文章を提出しました平成13年3月以後も船便の廃業は5件は出て居ります。有名になった心斎橋⇄U S J間のたこ船、神戸⇄関空間の高速船便、その他種々廃業が出て居ります。今年6月近くに行ったついでに私も船便の事が気になり現在唯1便丈残って居る水上バス、AM8:30都島友渕港発8:50淀屋橋着の便に乗船し状況を見ました。船員が2名乗客は臨時乗船の私も入れて4名です。乗客3名は役所勤め風の中年の方で常連さんのようで天満橋OMMG埠頭迄でした。船員さんにたずねた所毎日3人か4人、0の時もあるとの事でした。

私の提出文には入って居りませんが淀川を舟運が通船するとしても河口迄の間に橋が低く小型船舶が干潮の時通れるのみで通船出来ない地点が数箇所存在しています。

国は何故このような利便性が乏しく、利用価値の少ない工事に数百億円の金を投入しようとするのですか。

私は当初この流域委員会が始まった頃レジャーボート、ジェットスキー、水上バイク等のもたらす公害を大きくとりあげていた点非常に満足して居

りました。しかし最近問題が多岐にわたるせいか余りジェットスキー等の事は問題にして居りません。河川、湖沼の汚染はこのようなマリンスポーツの大規模で無秩序な淀川上流部への進出によって拡大する事は目に見えて居ります。今かろうじて大堰で遮断されている為このようなマリンスポーツの大規模で無秩序な淀川上流への進出はストップされて居ります。これがもし大堰閘門が開削されれば次の様な淀川環境にとっての防ぎようのない大問題を発生させます。又大堰より上流は近畿1800万人の上水源となつて居りますので、この問題を見過ごしますと淀川流域委員会の大変な責任となりますので宜しくご検討願います。

環境破壊が予想される問題点

1. 船舶の油、塗料による河の汚染（添付書類参照）
 2. 騒音、波等による河川沿岸部の被害
 3. マリンスポーツを行う人が利用する基地等に使用する沿岸部の荒廃（空き缶、エンジンオイル等）
 4. 不法係留の爆発的増加（放置船、沈船の問題等）
 5. レジャーボートによる危険の増大、及び事故の増加
- その他まだあると思います。

又これらのレジャーボートの通行を取締まる法律も日本には存在して居りません。

又国交省にはこれらの取締りを実施する人員も体制も整って居りません。

更に水上警察の取締りも不可能に近く、交通違反、駐車違反の検挙よりも実施しにくいものとなるでしょう。

福本和夫